

函館工業高等専門学校不動産監守計画

平成20年1月18日

函高専達第16号

(目的)

第1条 この計画は、函館工業高等専門学校不動産管理規則(平成20年1月18日函高専達第15号)第4条第2項の規定に基づき、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)所属の不動産の火災防止の措置、その他監守の方法等を明確にすることを目的とする。

(不動産監守者及び不動産補助監守者)

第2条 本校所属の不動産(借上資産を含む。以下同じ。)の監守者は総務課長とする。

第3条 本校所属の不動産の補助監守者は別表1のとおりとする。

(監守者及び補助監守者の任務)

第4条 監守者は、毎年度1回以上次の事項について査察をし、その状況を本校不動産の総括管理者である校長及び不動産管理役である事務部長に報告しなければならない。

- 一 不動産の利用状況の点検
- 二 火気使用の箇所及びその周辺の火災防止措置の点検
- 三 化学実験室等、各実験室における危険薬品等の管理状況の点検
- 四 ボイラー室、車庫等の燃料等の管理状況の点検
- 五 電気及びガス器具の管理状況の点検
- 六 消火器等の点検
- 七 防火用水の点検
- 八 避雷装置の点検
- 九 屋根及び建物の棄損状況の点検
- 十 排水施設の点検
- 十一 土地の境界標、その他標識類の点検
- 十二 巡視の時間、回数の点検
- 十三 その他監守上必要と認める事項

第5条 監守者及び補助監守者は、常に次に掲げる事項の実施について、万全を期さなければならない。

- 一 監守区域の施設について、監守上必要とする一覧表及び図面を備え、現状の把握に努めること。
- 二 施設の利用者に対し、防災思想を徹底させること。

- 三 防災施設又は設備、器材等の性能点検及び整備を実施すること。
- 四 引火、爆発、自然発火等の恐れがある薬品、燃料、機械等の管理又は使用については、特に重点的に監守すること。
- 五 常時施設の棄損に留意するとともに、大雨、台風等の前後には、特に点検を十分に行うこと。
- 六 施設の利用者に使用後の完全戸締り、並びに鍵の定位置返還等を確実に実施させること。
- 七 火気又は熱源使用施設の最終利用者には、後始末を厳重にさせ、その励行を確認すること。
- 八 特異気象時等における火気又は熱源使用については、特に必要な制限を実施させること。
- 九 出火時における教職員、学生の動員、消火及び搬出計画については、あらかじめ措置しておくこと。
- 十 事故発生時の通報、連絡、報告及び出火時における消火等の教育、訓練を徹底させること。
- 十一 その他必要と認める事項について措置すること。

第6条 監守者は監守上必要と認める事項について、補助監守者に適切な指示を与えなければならない。

- 2 前項の指示を受けた補助監守者は協力して速やかにその処置を実施するとともに、その処置について監守者に報告しなければならない。

第7条 補助監守者は、第4条各号に掲げる事項について常時点検し、異常と認めた場合あるいは改善を要する事項が生じたときは、速やかに監守者に報告し、その措置について、指示を受けなければならない。

(雑則)

第8条 その他、不動産の監守上必要な処置のうち、宿日直、防災防火組織等については、別に規定を定め万全を期するものとする。

附 則

この不動産監守計画は平成20年1月18日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月11日函高専達第15号)

この規程は、平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第28号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月12日函高専達第91号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日函高専達第14号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

函館工業高等専門学校¹の所属の不動産の補助監守者(平成30年4月1日現在)

補助監守者	監守区域
総務係長	A101, A102, A103, A108, A109, B106, B109, B110, Z117, B305
契約係長	A104, A107, Z115, Z105, Z116, Z113, 校舎倉庫, 掃除用具入
施設係長	G棟機械室, 校舎階段, 校舎廊下, 校舎ポンプ室, Z101, L棟機械室, 変電室, 学生寮ボイラー室, 学生寮ポンプ室, 体育館ポンプ室, 第一体育館ボイラー室, 第二体育館PS, 校舎屋上, 校舎敷地, 学生寮敷地, 樹木, 電話交換機室, 受水槽室, 収納庫, A110, 各建物附属設備, 職員玄関, 職員便所, 校舎PS, 校舎EPS, 校舎PH, 職員宿舍敷地
図書・情報係長	F101, F201, F202, F203, F207, F208
教務係長	H101, H102, H204, L107, B101, B102, B105, K203, K204, K302, K303, K304, K305, K306, B302 講義室 (B103,B104,B203,B204,B303,B304,C203,C204,C211,C212,C215,C216,H107,H202,L101,L102,L103,L201,L202,L203,L301,L302,L303,L402,L403)
学生係長	G棟(機械室除く), H105, H106, 学生玄関, 学生便所, 学生課外活動施設, 屋外体育器具庫(体育倉庫を除く), 共用部室(1～5)
寮務係長	学生寮, 学生寮倉庫, 炊事婦控室, 男子浴室, 学生寮渡り廊下
生産システム工学科長	C201, C121, C120, C102, C104, C228, C205, C227, C105, C103, C101, Z106, C202, C226
	C109, C119, C213, C214, C217, C218, C219, C220, C221, C225, C312, C338, C226
	H201, H205, H303, H302, H301, H309, H308, H307, H403, H402, H401, H408, H407
物質環境工学科長	E109, E108, E104, E107, E202, E211, E210, E209, E208, E207, E206, E203, E204, E201, E319, E318, E314, E313, E205, E309, E103
社会基盤工学科長	C118, C117, C110, C111, C112, C115, C206, C209, C210, C223, C224, C116, C114, C113
専攻科長	K棟(K201, K203, K204, K302, K303, K304, K305, K306を除く)

物理担当教員	B209, B210
体育担当教員	第一体育館(ボイラー室を除く), 第二体育館(PSを除く), 武道場, 屋外体育器具庫(体育倉庫), 屋内運動場便所, 武道場渡り廊下, 第二体育館渡り廊下
英語科担当教員	B301, B306
各教員室在室教員	各教員室
ネットワーク管理室長	H208, H207
情報教育演習室長	H206, B201, B202, B309, K201
地域共同テクノセンター長	J棟, D棟, E106, E109, E101
キャリアセンター長	B206, B205
国際医用工学研究センター長	国際医用工学研究センター
教育開発推進室長	C327, C328, C329, C330, C331
技術教育支援センター長	E105
各居住者	職員宿舎